

## 平成24年度第3回宮城県環境影響評価技術審査会 議事録

1 日 時 平成25年2月12日(火) 午前10時から午後12時15分まで

2 場 所 県庁行政庁舎9階 第一会議室

3 出席委員(8名)

菊地 立	東北学院大学名誉教授
木村美智子	茨城大学大学院教育学研究科教授
西城 潔	宮城教育大学教育学部教授
中静 透	東北大学大学院生命科学研究科教授
根本 智行	石巻専修大学理工学部教授
平野 勝也	東北大学災害科学国際研究所准教授
山本 玲子	尚絅学院大学名誉教授
由井 正敏	社団法人東北地域環境計画研究会会長

4 会議経過

(1) 開 会 司会(泉澤技術副参事兼技術補佐(総括担当))

審査会は12名の委員で構成されており、本日8名の委員の出席により、環境影響評価条例第51条第2項の規定により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開することの確認を行った。

なお、貴重な動植物の生息生育に関する情報については非公開となっているため、審議の状況によっては傍聴者に退室していただく場合があることを確認した。

(2) あいさつ (加茂環境生活部次長(技術担当))

おはようございます。開会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆さまには年度末のお忙しいところ、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

平成24年度も残り1か月半となりました。今年は環境影響評価制度について、本県の条例についていろいろな動きがございました。1つには条例の改正をいたしまして、住民関与の手続など制度の充実を図りました。もう1つは風力発電事業を対象事業としたというところでございます。現在、このような動きを受けて、技術指針の改定に着手しております。

本日は、まず1つには、技術指針の改定について、前回の審議会で諮問させていただいたところがございますが、これまでいただいた御意見等を踏まえまして、事務局としての考え方を整理させていただきました。本日、技術指針の改定について御議論いただき、まとめていただくと大変ありがたいと思っております。

もう1点でございますが、JR常磐線の災害復旧事業の特定環境影響評価というこ

とで、御審議を賜りたいと思っております。御案内のように、この特定環境影響評価という手続は、東日本大震災を受けて、一昨年(2011年)の12月に制定された復興特区法の中で定められた環境影響評価法の特例手続でございますが、この案件は全国で初めての事例でございます。この案件についても、前回に引き続き2度目の御審議ということになります。復興のためのスピードも重視した手続となっております。ぜひ、本日は忌憚のない御意見をいただきながら、御意見をまとめていただければありがたいと思っております。

以上2件の案件について、限られた時間でございますが、よろしく御審議いただくことをお願いすることといたしまして、あいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 審議事項

#### 【山本会長】

それでは、これから議事に入りたいと思います。本日の議題は、審議事項として「宮城県環境影響評価技術指針の改定について」、それから「JR常磐線復旧事業に係る特定環境影響評価書について」の2点が予定されております。

はじめに、「宮城県環境影響評価技術指針の改定」について審議いたします。これについては、これまで委員の先生方からいただいた意見を踏まえ、本日審査会としての答申案の作成まで進めたいと思います。どうぞ、御協力よろしくをお願いいたします。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

#### ①宮城県環境影響評価技術指針の改定について

○事務局説明 (三沢班長) (略)

○質疑応答

#### 【山本会長】

御説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。何か御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

なお、議事録作成の都合もありますので、御発言の際はマイクの使用をお願いします。それでは、先生方よろしくお願い致します。

(先生方からの) 文書及び審議会での御意見ほとんどを(改定案に)取り入れたいとの説明でしたが、菊地先生いかがでしょうか。

#### 【菊地委員】

(風が弱くなる影響の取扱いについて、) 今回はちょっと項目立てのほうには入りにくいという御説明は事務局から個別にもいただきまして、現時点ではこういう対処の仕方でいくしかないのかなということでした。承知いたしました。

ただ、風が弱くなるということで、悪い影響とか住民からの苦情とかというのはなかなか想定しにくい問題ではあるんですけども、まだ十分にわかっていないところが多い。例えば、先ほどフリッカーという言葉が出てきましたけれども、ブレードが回ることによって、風に対しても微変動が非常に大きくなるのが想定されるんです。

が、そういうことの研究がまだ気象学会等でも発表されていないものですから、今の段階では実際のところはわからない。

私自身の個人的な考えというか予想としては、将来は何らかの形で風力発電の自然の風に対する影響を見ていかなければならないだろうと、将来的にはそう思っているんですが、現実的にはまだそこまで十分情報がそろっていないということで今回は触れないということで了解いたしました。以上です。

【山本会長】

それでは、他に先生方、御意見はございますでしょうか。

【由井委員】

ちょっとだけ補足で。資料1-2の参考項目の検討のところの、動物・植物・生態系ですね、一番下のところですけども、1つは生態系の中で施設の稼働を横棒（一）で項目から抜いていただきましたけれども、これはバードストライクを考えた場合に動物というほうの項目で、重要な種及び注目すべき生息地のところの施設の稼働というところで、ほぼすべてそちらのほうでチェックされるということですので、また生態系にもってきて、ある同じ種類についてまた施設の稼働を論ずるのはページ数の省略という意味ではいわゆる支障はないのではないかと、そういう観点から申し上げたわけです。

それで、注意しなければいけないのはですね、重要な種というのが県によっていろいろ違うんですけども、特に猛禽類が当たるというのは非常に問題になっておまして、猛禽類はおおむねすべて重要な種として動物のところでも取り上げられるであろうということで、そういう取扱いをお願いしたわけです。

もう1つは重要な種ではないけれど、多くの渡り鳥、小鳥などがおります。これは、例えば、岬に渡ってきて、疲れて一時的に岬で休んでまた飛んでいくと。その扱いはどうみても生態系という、その場所の生態系ではなくてですね、その場所が渡り鳥の一時的な休息地であるという動物の項目の中での注目すべき生息地に該当するのではないかと。そういうことで、そういうことについても、動物の中で、施設の稼働のところでもバードストライクを検討すると、そういう流れで整理してできるだけ報告書が厚くならないようにという配慮で整理していただいたわけです。

ただし、動物の重要な種に入らないけれど、生態系のほうの典型性ですね、生態系の上位性種は多分動物の重要な種にほとんど入ると思うんですけども、生態系の中の典型性で何か、例えば哺乳類でいえば野ウサギとか野ネズミとかですね、上位性ではないけど餌動物として大事だというものがあって、その動物はブレードに当たりませんけれども、例えばコウモリのほとんどが重要な種なんですけれども、その中で重要な種に入らないで、典型性のほうに例えば入ってくるという場合は、施設の稼働のほうでのバードストライクというかバットストライクに該当する箇所がなくて、マニュアルになってしまうかもしれませんけれども、コウモリがたくさん飛んでくるところはやはり注目すべき生息地として動物のほうで扱っていただきたい、というような仕分けをしたいと考えています。

そういう意味で、技術指針の内容・項目の中にはその辺は詳しく書かれないので、抜けてしまうと困るんですけども、県のほうで指導される場合にそういう考えがあるということを事業者に伝えていただきたいと思います。以上です。

【山本会長】

はい、ありがとうございます。菊地先生、由井先生から補足的な御説明をいただきました。他の先生方いかがでしょうか。

【西城委員】

土壌流亡に関してなんですけれども、私、土壌に関して土壌汚染と土壌流亡の項目を立ててはどうかという御意見を申し上げましたが、それに対しては、他の評価項目で対処可能であるという御説明で、一応その御説明には了解したんですけれども、ですから、特に地盤の安定性というところで評価できるということだと思いますが、ですから地盤の中にですね、地盤の一要素として土壌というものが含まれるのだということを、きちんと明確にしておいていただければ、事務局側の御提案でよろしいと思いますが、そこだけちょっと確認したいと思います。

【山本会長】

3名の先生方からは文言上は表に現れないかもしれないけれども、内容的にきちんと指導する内容として明記して、あるいはきちんとした指導をしていただきたいという御確認がありました。他にはいかがでしょうか。

(発言なし)

【山本会長】

特になければ、本日御欠席の先生方からの意見はどうだったかを出していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【事務局（三沢班長）】

本日御欠席の先生方のうち、齊藤先生からは特に御意見はお寄せいただいております。鈴木先生、山本和恵先生からは、追加の御意見はございませんが、前回の審査会の当日会議の席上で御意見をいただきまして、その対応案という形で、このような形でということでお示ししましたところ、方向性として御了解をいただいております。

以上です。

【山本会長】

はい、どうもありがとうございます。それでは、この件については質疑を終了させていただきます。

続きまして、この答申案についての審議に移らせていただきます。これまでに委員の皆さまから提出されておりました御意見を取りまとめ、事務局で答申の素案を用意しております。これについて、事務局から御説明願います。

宮城県環境影響評価技術指針の改定について（答申案の形成）

○事務局説明（三沢班長）（略）

○質疑応答

【山本会長】

どうもありがとうございます。先生方から御意見ございましたら。特にございませんか。

それでは、ちょっと私のほうから。実はこの項目の中には廃棄物と温室効果ガスの

中の特に産業廃棄物，二酸化炭素が全く入っていないわけです。確かに，完成した後，特に問題はなかろうというようなことではないかなとは思いますが，今後，場合によっては，事業の規模，それから設置によっては配慮項目ということを考えてもいいのではないかと思います。皆さんの御意見もお聞きできればと思います。ここに入る参考項目として入れるのではなく，ただし書きとして何かそういうことはできないだろうかということなんです。

例えば，大規模工事にしましても，だいたいこういうものが建てられるところが，人が住んでいる所ではない。工事があったとしても，そう大きな影響はないだろうというのがこれまでの考え方です。

**【菊地委員】**

風力発電をつくるときに伐採した木は産業廃棄物に入るんですか。

**【山本会長】**

入ります。ただ，それはひょっとしたら建設工事に伴う副産物のところに入るという解釈だったかと思います。多分，この産業廃棄物というのは，構造物ができてからのことを考えているのではないかと思います。私が提起したのは，建設機械の稼働だとか，資材だとかそういうのが山の中であれ，かなり大規模な1基だけではなく何基もだとかということになりますと，地盤整備をしたり，いろんなことでけっこう出入りするのではないか，ということがありまして，普通のアセス，市街地のアセスですとだいたい入るんですけども，こういう形でどのようなものかなと。

場合によっては，個々の事業に即して，場合によっては配慮項目ということも考えるということではどうなのかなというふうに思います。

**【菊地委員】**

ここでいう副産物と産業廃棄物の仕分けは，自然に存在していたものを撤去したものは副産物で，人工的に存在していたものを廃棄した場合は産業廃棄物ということになりますね。

**【山本会長】**

例えば，これ建て直しとかリプレースということになると，こういう項目が出てくるんですけども，今回の場合は皆さん新設しか考えていらっしゃるんですよね。どこまで見通して考えるかなということになるかだと思います。

**【菊地委員】**

私，全然詳しくないんですが，耐久性というのは何年くらいあるものですか。

**【由井委員】**

風力（発電設備）？20年。

**【菊地委員】**

20年後には解体かリプレースするには解体されるわけですね。そうすると何らかの手当がいるのかな。

**【由井委員】**

ただ，ちょっとすみません。リプレースとか建て壊しのとき，建物を壊すときのことを考えますと，風力だけじゃなくてビルディングでも，アセスに関わっているビルディングでも壊すときに60年とか100年先に壊すときにその負荷がものすごいんですよね。現在のシステムではライフサイクルアセスメントをやってないんですよね，宮城

県の指針でも入っていないですね。だから、その問題は風力だけの問題じゃないと思いますよね。すべてに考えなきゃいけないので、ここだけで考えるのは突出しちゃうんじゃないかと思うんですけど。

【山本会長】

私は壊すときのことだけじゃなく、同時に建て替えというか、そういうことがあったときには副次的に当然出てくるわけですが、新しく建てるものに関して、その前のものを整理するといったら必然的に出てくるだろうと。そういう意味で、ただ壊すことを対象にしているわけではなくて、そういうような意味合いで、参考項目として、今先生おっしゃったようにライフサイクルアセスはやってないので、大きな丸（○）をくっつけるというのはこれまであまり前例がないこともありましてどうかなとは思いますが、ただし書き程度に、場合によっては配慮項目として考えるということではどうだろうかということでございます。はい、事務局。

【事務局（三沢班長）】

よろしいでしょうか。今、話題になっている部分なんですが、一応参考項目とは別に、事業の特性、それから地域の特性に応じて、参考項目に丸（○）がついていなくとも、その事業特性等によって必要であればその事業内容にあわせて勘案しなければならないことは当然発生しますものですから、そういう形で整理して、事業者のほうに周知できるような形で、マニュアル等いろんな明記できるところで落とし込みをしながら、これは風力発電所に限らないものですが、そういうふうな形で環境負荷の少ない、環境負荷を低減した事業運営という形の周知をしていきたいと思っております。

【山本会長】

はい、ということで、それでは先ほどの他の先生の項目と同じように、その点を明記していただいて、よろしいでしょうか。

（意見なし）

【山本会長】

それでは、他にも先生方御意見ございますでしょうか。特に文言の修正ですとか、追加はよろしゅうございますでしょうか。もし、他になれば、この点についての質疑を終了し、文言は事務局案のと通りの答申ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

【山本会長】

どうもありがとうございました。それでは、これで宮城県環境影響評価技術指針の改定について審議を終了させていただきます。

それでは、次に審議項目の2つめになります「JR常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業に係る特定環境影響評価書について」に移ります。この件につきましても、本日審査会としての答申が出せるよう議論を進めたいと思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

《参考人（事業者関係者）入室》

【山本会長】

では、事務局から御説明をお願いします。

② J R 常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業に係る特定環境影響評価書について  
（特定環境評価書(案)についての指摘事項と事業者見解）

○事務局説明（辻技術主査）（略）

○質疑応答

【山本会長】

それでは、御説明に対しての質疑に入りたいと思いますが、他に何か追加の御発言はありますか。

（発言なし）

【山本会長】

ではこの内容に対する御質問・御意見を先生方からお願いしたいと思います。

その前に、騒音の標記のところで、” L ” がイタリック、斜体になっているのと斜体になっていないのがあるんですが、表記は統一なさったほうがよろしいかと思いますが。

【事務局（辻技術主査）】

イタリックのほうに統一いたします。

【山本会長】

そうしていただければいいと思います。3～4か所、イタリックではないところがありましたので。それでは、本題に入ります。

【根本副会長】

事業者の方にお聞きしたいことがあります。ここでBランクっていう植物のプロットなんですけれども。植物がA, B, Cランクに設定されていまして、それでBランク。

この事業者の書類を読んでいてわかりにくいところがあったんですけれども、予定地域には植物のプロットが打たれているんですけれども、Bランクというのは生育環境が保全されるという評価ですよね。生育環境が保全されるということは、その場所にあるその種類の植物は、当然そこは工事予定区域でいなくなるわけですよね。だけど、生育環境が保全されているというのは、むしろ周りにはそれが、その植物種が生育しているような環境が残されるというニュアンスに取られるんですけれども、そのところがおかしいっていうか、その植物種・個体はいなくなっちゃうのに、環境は保全されるというのはちょっと矛盾しているんじゃないかなと。ちょっと読んでいて、気になったところがあったんですけれども、その点を確認させていただきたいんですけど。

【事務局（辻技術主査）】

この中の環境保全措置の考え方としましては、工事により、その工事区域の中でBランクとしたものは、線路が走るところは、線路が走る工事によってある植物については確かになくなってしまいますけれども、その周辺について十分な個体数があれば、

それについては、工事によってなくなってしまうものもありますが、環境全体としてはほとんど種数は減らないということでBランクというふうにしております。

ただし、調査の中で、事後調査については線路の両端200mのバンドとして調査いたしますけれども、まさに線路によって潰されるところにしか植物がなかったとすれば、それはその種にとって生育環境が壊されるということで移植対象になり得る、要は、Aランクという形で評価書の中ではいま整理されておりました。

なお、補足があればお願いします。

**【参考人（事業者）】**

今回につきましては、主に文献調査、限定されておりますけど現地調査を含みながら、その中で予測評価したものですから、その中ではBという位置づけをさせていただきました。

御指摘のとおり、現地調査は事後調査もするといったとおり、それを踏まえてもう一回再評価はしていく予定にしております。

**【根本副会長】**

もし、そのリストアップされている、注目される重要種というものが、範囲に出てきたのであれば、周辺地域の文献調査もされているんですけども、例えばそういう地域に移植してあげるっていうんですか、そういう、まあ、生育環境が周りに残っているからいいんだっていうふうに、そう取れちゃうんですね。それが、でも、一応、そこに存在するのは重要種っていうものが存在していることが調査によって確認できるのであれば、それに対して何らかの配慮をしていったほうがいいんじゃないかなって気がしたんですね。周りに、その環境が残っているといても、本当に残っているのかどうかそこはわからないですよ。そこまで調査するのも大変だったら、できれば、重要種が出てきたのであれば、そこで対応していったほしいなと思ったわけです。

**【参考人（事業者）】**

御指摘のとおり、先ほど申し上げたとおり、文献調査の段階の評価なので、当然現地調査をします。

**【根本副会長】**

一応調査されているんですよ、コース沿いは。

**【参考人（事業者）】**

してはおりますけれども、いかんせん1期だけなものですから、さらに調査をして整理をして、また移植先については土地の問題もありますので、そこは検討しながらまた進めていきたいと思えます。

**【根本副会長】**

よろしくお願いします。

**【山本会長】**

それでは、他に御意見は。はい、平野先生。

**【平野委員】**

大変急いでいただきたい事業で、しかも前回欠席して後出しジャンケンみたいで申し訳ないんですが、若干気になる点がございまして、景観に関する評価でですね、視点場のチョイスがですね、最も6号が近接していて目立つであろう新坂元駅周辺が視



点場選ばれておりませんで、これはやっぱり入れていただいたほうがいいのかと思います。

ただ、図面を見させていただきますと、まだ標準断面構成しか決まっていない、概略も概略の設計の段階のようですので、そうした近接したところでの景観シミュレーションはこの段階ではかなり難しいのかなという気もします。

ただ、全体のトーンが、遠いから関係ありません、遠いから影響がありませんというトーンで全部通ってしまっているの、やはり近接している主要な視点場と、国道6号ですね、近接しているところもございますので、その点に関しては今後設計段階できちんと留意いただくということを、ちょっと後の議論になると思うんですけども、答申の中に入れていただくか、もしくは附帯意見という形で、答申本体には含めないで、今回審査対象としては入っていませんので、そこまでの評価に関しては、附帯意見として付けていただくか。もしくは、事務局のほうから口頭で指導していただく形にしていただくか、いずれか適切な形でもう少し設計が詰まった段階で、こののびやかな田園風景に調和するような構造物の設計にさせていただきたいと思います。

もう少し申し上げますと、一部橋梁で下路式のコンクリート橋は特に景観的なインパクトは小さいと思いますが、ランガー橋もあるということなんですが、ランガー橋はどこですか。

**【参考人（事業者）】**

場所ですと、6-12-2ページの図6-12-1という景観調査地点位置図というのがございます。この新山下駅から、新山下駅という駅の表示がございまして、そこから右側のほうに、鷲足川排水路と縦で字が書いてあるところがございます。そのちょうど真ん中あたりになります。そこにランガー橋が、田園地帯の中にできます。

**【平野委員】**

ランガーの最大高はどれくらいの想定ですか。

**【参考人（事業者）】**

まだ、設計がきちんとできていないんですが、せいぜい5mとかそれくらいだと思います。

**【平野委員】**

わかりました。そのロケーションなら、そんなに取り立てて問題には、影響が大きいって場所ではないと思われます。6号と近接しているとかですね、まちづくり整備、いわゆる区画整理区域内に近いということになりますと、それなりにカラー構造物で上にもボンとランガーが出てきますので、それはそれで別立てで景観の評価をしていただいたほうがいいのかなと思ったんですけども、そのロケーションであれば問題ないと思います。

**【参考人（事業者）】**

あともう1点ございます。2か所ございまして、そちらが長いほうなんですけれども、もう1つは坂元駅のすぐ、坂元川を渡るところなんです。坂元川と県道坂元吉田線というのがつながっておりまして、その2つを同時に越えるランガー橋となっております。駅を出てから右側のほうですね。

**【平野委員】**

ここは、市街地に近いですね。

【参考人（事業者）】

はい、そうですね。

【平野委員】

すみません。どこまで評価対象にするのか、計画段階での評価をせざるを得ないと思いますので、今回は。さっさと作っていただきたいと思っているので、特にあれですけど、こういうのどうしたらいいんでしょうかね。設計が固まらないと景観に関するインパクトがはっきりしないところがありまして。まあ、しかるべきデザインはしていただけるものと思いますけれど、道路も渡るんだとどうしても下路ですよね。上路にするとずいぶん影響は小さくなるんですけども、難しいですね。わかりました。というか、どうしましょうね。

あと、すみません、これからの検討だと思いますけれども、単線の高架ってというのは単柱でいけると思うんですけども、やっぱり立体断面になるんですかね、二柱式にして。

【参考人（事業者）】

いまのところ、二柱式で考えています。

【平野委員】

若干、線が煩雑になるんですよね。まあ、いいです。

あと、1つだけすみません。高架橋のスパンはどれくらいですか。

【参考人（事業者）】

場所によりますが、一番長いところで20m、一番短いところで10mです。

【平野委員】

10mスパンですか。

【参考人（事業者）】

低い高架橋があるんですけども、盛土の代わりにするようなところがございしますが、そこは10mです。

【平野委員】

もう少し長くなりませんかね。

【参考人（事業者）】

高架橋の構造が通常のラーメン構橋と違うものですから、そこは10mになります。通常のものであれば15m以上、15mから20mです。

【平野委員】

低いところはいいんです。高いところは？

【参考人（事業者）】

15mから20mになります。

【平野委員】

田園景観に調和させるためには透過性が極めて重要になって、スパンをどれだけ飛んでいけるかというのが透過性が高まっていきますので、透過性の高いデザインを心がけていただければと思います。

【参考人（事業者）】

できる限り20mスパンを基本に、あとは道路との交差ですとかいろんな条件がございしますので、取れないところは15m、16mだったり、18mということで検討しており

ますが、できるだけ20mというスパンで進めたいと思っています。

【平野委員】

わかりました。ということで、ここでどこまで申し上げるかというのはなかなか難しいんですが、答申の中にはっきり書くのもまだ範ちゅう外という気がしますし、附帯意見としていうのも範ちゅう外という気がするので、ちょっと事務局から設計には田園景観に調和するよう配慮されたしという形でお伝えするという、皆さんいるのであれなんですけれども、ぜひいい設計を心がけていただければと思います。少なくとも、多賀城高架橋と同じようなデザイン水準にいただければと思います。

【山本会長】

どうも、ありがとうございます。他に先生方から何か。

【中静委員】

私も前回欠席していて、本当に申し訳ありません。いただいた図の補足資料の最後の資料の図6-10-1を見ますと、水神沼っていうんですか、そのところに希少な植物とか動物とかが集中しているという印象を受けます。この部分に関しての取扱いといえますか、措置っていうのは、事業が保全の必要な地域にあまりかからないって書いてあると思うんですが、その部分についてももう少し詳しく説明をお願いします。

【事務局（辻技術主査）】

ここに記載されている植物種などが工事によって、まさしく場所が潰されてしまう、なおかつその周辺にもここに書いてある植物種が周辺に存在し得ないような場合でありましたら、環境保全措置のランクでいえばAランクにでてきますので、そういう場合については、移植等が検討されることになろうかと思えます。

【中静委員】

移植もそうなんですけれども、これだけ集中しているということは、生態系としても非常に重要な価値を持っているわけでごさいますして、その部分で何も影響がないのかどうなのか、あるいは配慮したことをやるのかどうなのかが重要だと思うんです。

【事務局（辻技術主査）】

最も集中しているのは、補足資料の図6-10-1では緑色に着色されている水神沼の付近になるんですけれども、そこら辺については、盛土ではなくて高架構造にしておりますので、なるべく線としては通りますけれども、高架にして地面そのものにはなるべくダメージを及ぼさないような構造にはしておりました。

【中静委員】

それは、どこかに記載はあるんですか。一応、全部資料を見きれてないかもしれないんですけれども。

【参考人（事業者）】

補足します。この水神沼のところが集中しているのはですね、ルート帯の調査を1回した後、別途この沼周辺のみの調査をしていますので、確認種数が多くなっているのはもちろんのことなんですけれども、こちらにつきましては、分厚い特定評価書本体の6-12-21ページを御覧いただきたいんですが。景観のところになるんですけれども、上段が現状で下段が供用後の写真なんですけれども、奥の中央に薄くありますけれども、基本的には高架でしかも水神沼を改変しない状況、水路は確保する状況で計画しておりますして、そのあたりは十分配慮しながら計画しているつもりでございますし、さら

に調査も実施して、検討を再評価していきたいと考えております。

【中静委員】

はい、わかりました。

【山本会長】

他に、御意見はございませんでしょうか。

先生方、いろいろ資料を見てくださっておりますが、御意見がありましたら、手を挙げていただければと思います。

では、ちょっと確認させていただきます。この水神沼は、工事をすることによって、閉鎖系の沼だと思えますが、干上がってしまう、つまり水位が下がるとか、あるいは土砂が流入するとかそういったことはないというふうに認識してよろしいでしょうか。

【参考人（事業者）】

高架橋の工事といたしまして、杭の工事がございますけれども、水神沼からはかなり離れておりますので、こちらの水系に影響を与えることはないものと考えております。また水神沼自体が湧き水として下から湧いて出てきているということですので、そういった干上がるといった影響はないのではないかと考えております。

【山本会長】

山側のほうから水がきている、水脈がきているわけではないんですか。

【参考人（事業者）】

基本的には山側からきていると思います。

何でそういう話が出るかといいますと、がれきを沼から取るときに、いくら水を吐いても水がでてくる状況だったものですから、その辺は特段問題は無いものと認識しております。

【山本会長】

工事で例えば水脈がどこかで堰き止められるとか、そういうことがなければ。

よろしいでしょうか。それでは、他の先生方から御意見ございませんでしょうか。

【中静委員】

すみません、もう1回。水神沼の件なんですけれども、6-10-273ページを見ていて、ここは重要な植物群落ということで指定がされていて、一応、事業が敷地を横切る形になっているということなんですけれども、さらにそれが横切ってはいるけれども湿性群落は分断されていないことが確認されたという記述になっています。こういうふうに横切るようになった経緯というのはどういうことなんですか。

【参考人（事業者）】

こちらにつきまして、図面上だと横切って見えるんですが、実際に航空写真で確認すると、ハッチングしているところは水田に既になっておりまして、実際は横切ってございませんで、図示範囲には含まれている形ですが、実際は含まれておりませんのでその書き方はちょっと。

【中静委員】

そうですね、ちょっと書き方を変えたほうがいいかと思えます。

【山本会長】

それでは、追加ございますでしょうか。

【由井委員】

すみません、あの、特定評価書の中身じゃなくて外枠の話なんですけれども、この資料に福島県側の部分の調査結果も載っているんですけれども、福島県の同様の審議会では、宮城県側の工区について知事が意見を述べてるんですよ。この宮城県の審査会は、福島県の新地町の部分については何か指示っていうか特になんていいますか。

【事務局（辻技術主査）】

一応ですね、特定評価書については事業主体は、本来工事をするのはJRなんですけれども、アセスの実施主体については各市町、復興整備計画を作る各市町になりますので、宮城県には新地町・亘理町・山元町の3町から同じ特定評価書が送付されておりますので、その3町に対して同じような意見を述べる形になります。

【由井委員】

ということは、ここから出て行く知事意見も一応ここで見るというか承認するわけなんですけれども、ここでいま審議している意見が共通でカバーできればそのまま一緒に文書でいくということなんですかね。

【事務局（辻技術主査）】

そのようになります。1つの知事意見として、同じものが3町にいく形になります。

【由井委員】

私は知っているんですけども、なんか難しいんですよ、本当は。

【山本会長】

事業者は一体として多分いろいろとおやりになっているんですけれども、前の審査会でも出ましたが、新地町のところが全然わからなくて、どうするんだろうというのがありました。少なくとも、この審査会で言うのは宮城県側のことだけですよね、見えるのは。で、宮城県側のことだけについてしか言及できない。

【由井委員】

本当はね。

【山本会長】

新地町側のデータの精査というのものもあるし、現地調査もやっておられる…。

【由井委員】

知っていることを申し上げるけれども、新地町とこの審査会との関連は、新地町で行うJR常磐線の復興事業が間接的に宮城県にも影響する部分があれば、それに対して適切な処置を要望するという意見を出すことなんです。だから、それは何かありそうかはこの資料を見て、こちら側が押し量らなければいけないという立場なはずなんです。

【事務局（辻技術主査）】

一応、この評価書の中には、新地町分のデータも含まれております。ただし、全体としてみたときに、山元町に係る部分が圧倒的に多くなっておりますから、埋没しているような形にはなっておりけれども、予測等は、新地町から亘理町までの全域としての評価書というふうになっておりますので、その評価書に対する意見ということになろうかと思えます。

【山本会長】

それでは、私のほうから1つおききいたします。温室効果ガスに対してなんですけれども、温室効果ガスの排出の抑制に努めるというお答えになっていますが、これは

要するに、どういう形で努めた結果が、あるいは努める内容がわかるようになるのでしょうか。どういう記載になりますでしょうか。

【参考人（事業者）】

結果についてはですね、これから検討していくこともあるのですが、それは今後施工業者との兼ね合いもあり、それはその中で検討していく内容になります。すみません、今すぐすんなりと即答できないことなのですけれども。

【山本会長】

実際にこれこれの予定で、こんなふうにやっていきますというのは最終的には記載される部分があるのでしょうか。ただ、努めました、あるいは努めます、最後は努めました、という結果に、そういう記載になるのですか。それとももうちょっと具体が入るのでしょうか。

【事務局（辻技術主査）】

すみません。参考項目に入っている入っていないという議論になってしまいますけれども、特定評価書の中に、評価すべき中身については、特定評価書の中身には直接入っていない形になっておりますので、事後調査の項目に入っておりませんので、努めました、こういった形で配慮しましたという形にとどまるのかなと思っています。

【山本会長】

他のものよりは大幅にとはいいませんけれども、少なくとも新地側は確か盛土しますよね。

【参考人（事業者）】

はい、します。

【山本会長】

それは分量によるのだと思いますけれども。だとすると、通常の工事よりは車両も機械も多くなるのじゃないかなと。以前も申しましたが、東松島でしたかね、その道路も10kmくらいのところに対して、車両の交通量、その工事の間ですね、どれくらいのものを使って、どんなふうになって、環境負荷はこれくらいになるので、こんなふうな工夫をしましたというような報告が出されているケースもございます。このケースの場合は、その盛土量にもよるかなとは思いますが、こういう記載だけでいいのでしょうか。

【参考人（事業者）】

新地町のほうが確かに盛土を行います。実際は、まちづくりとしても盛土を行っていくわけですが、そういったところを今回どう評価していくのかなというのは、まだ我々も考えていないところでございます。先ほどから申ししておりますとおり、具体的な施工についてはまさにこれから来年春に着工できるようにこれからも検討していくところでございまして、そういった中で環境配慮型の機械を使うとかですね、その辺をどこまで進められるか、それをどういった形で使っていか、配慮したことを示せるかということにつきましても、まだこれから検討させていただきたいと思っております。

【山本会長】

今回の審議で最後の答申を出さなくちゃいけない、大変押し詰まった会議日程になっていまして、これ配慮項目になさるということは、考えられませんか。

【平野委員】

会長、いいですか。今、復興の現場って、建設資材も機械もですね本当に払底している状況で、本当にこれからの復興事業の中で例えば環境配慮型の建設機械が本当にこの現場に導入できるかといったら多分行政もJRも確認できないんじゃないかと思うんですね。たまたまこれは環境アセスの対象事業だからこういう優先的にそういう静音型とか環境配慮型の機械を入れてくれっていうのもかなり厳しい状況にあるんじゃないかと思えますので、復興事業っていうことを踏まえていただいて、あまり復興が遅くなるようなことをこの委員会で言わないほうがいいんじゃないかという気がしますがいかがですか。

【山本会長】

できないのでしたらば、できないで。

【平野委員】

いえ、できる保証がないという意味です。

【山本会長】

はい。そういう意味では、こういう実態っていったら変な言い方ですけども、これくらいの環境負荷を及ぼす事業ですということだけは明記できるのではないのでしょうか。

【平野委員】

機械によりますよね、それも。

【山本会長】

実際そうすると、最初のところに入っていないのに後で事後評価で入れるというわけにはいかないかもしれませんが、こういう排出量の抑制に努めて、結果として、このような環境負荷がこういうふうになりましたというような事後評価の中に配慮した結果を入れていくというところぐらいまではできるんじゃないでしょうか。要するに、平野先生がおっしゃったのは、こういう時期なのでいろんな配慮をなさいといっても結構大変ですよと。

【平野委員】

特に環境負荷に関しては、機械に依存してますので、そういう対応型の機械を入れられるかどうかの保証がないということが最大のポイントだと思います。本当に機械も不足していますので、今、結果論として事後評価に書くことはもちろんできますと思いますが、どういった機械を使って。そこまでこの委員会で求めるべきかという、私はそこまでこの状況で勘案すれば求めなくていいのではないかという気がするんですが。

【山本会長】

最終報告としても必要ない？

【平野委員】

はい。いずれ、環境負荷の大きい機械、古い機械もあちこちで使われることになって、トータルとして関係ないんじゃないかと思うんですよ、正直。たまたまアセスの対象で事後評価をしなければいけないからかき集めて何とかするというのもナンセンスのような気がして。トータルとしていろんな機械が今回の復興事業で使わざるを得ない状況にありますので、取り立ててアセス対象事業だけ厳しくかき集めなさい

というのは足かせにしかない気がするんですよ。もし、環境配慮型のいろいろな機械がですね、必ずどこかで使われますので、それぐらい機械も資材も人員も不足している状況なんですよ、はい。

【山本会長】

という御意見が出ましたけれども、はい。

【事務局（辻技術主査）】

建設機械に関しましては、特に低炭素型の建設機械というのは、いわゆる低騒音とか低振動型に比べて、認定されているものが少ないので、これだけをJRの現場に回すということは確かに難しいところはあると思います。ただ、山元町のほうでは、一般的に土砂を運ぶダンプとか工事車両については、町内の中で動いているのは、JRだけの工事ではありませんので、町内のいろいろな工事がある中で、車両の運行計画であるとか、調整する会議とかをやっておられるようですので、そこら辺も含めて、工事機械にとらわれず、工事車両の効果的な稼働でありますとか配置でありますとか、なおそういうことにつきまして会議の中でアイドリングストップであるとか、一般的なことではございますけれども、なお周知徹底していただければなおよろしいかと事務局では考えております。

【山本会長】

そういう御意見をいただきましたが。

私の意図はですね、この事業だけに特定の負荷が少ないものをして、他はどうでもいいというそういう意味ではなくて、環境アセスでありますので、やはりこういう事業でどれぐらいの環境負荷を出して、この事業を行ったのかということ、それで、それに対応する対応の仕方というのは、他のところでもそうなんですけど、どうしてもできない場合もありますし、できる場合もある、できないからといって、どうしてもダメだということではありません。が、その辺の趣旨をこのアセスでは御理解いただけるならばというふうに思っております。

なかなか難しいことではあるかと思えますし、平野先生がおっしゃるとおり本当に現地調査して私もそのとおりだと存じます。ただ、そういうことを言いますと他のところもなるべく手を抜きたいんですけども、御負担をかけないよということと配慮していくと、じゃ、どこまでっていうこともありますね。特に直接的なことではなくて、大きな環境負荷的なものはなかなか扱うのが難しいと思えますが。

【中静委員】

今の件に関しては、私は会長の御意見に賛成です。

それとまた、水神沼のことを何度も言って申し訳ないんですけども、図面では計画線に引っかかっているものですから、例えば要約にも一言も述べていないのは問題なのかなという気がします。経緯がそうであれば、やはりきちんと書いておいたほうがいいんじゃないかと思えます。

【山本会長】

これは、現地調査で（見たところでは）引っかかってませんでしたよね。

【参考人（事業者）】

はい。

【中静委員】



地図の上では全部引っかかっているのです。

【山本会長】

それでは、これはきちんと訂正していただいて、実態に即した作図、それから経緯の記載表記をしていただくということをお願いしたいと思います。

それでは他の先生からは御意見よろしいですか、はい。

【木村委員】

先ほどから、水神沼の件で御意見が出ていたのですが、私も気になりまして。と言いますのは、確かに直接水神沼の周りといいますか、地盤には関わりがないのかもしれないかもしれませんが、例えば工事の関係で、もしかしたら水位が下がったとか、結果的にそうなる可能性もないとは言えないと思うんですよ。それで、湧き水といいますか、地下水だっていうんですけれども、水脈といいますか、水神沼の水脈の件で何かそういうものを調査した結果みたいなものはあるんでしょうか。

【事務局（辻技術主査）】

先ほどの資料2の中で、地下水の水位の話、西城先生から御指摘いただきましたものがありましたけれども、その、地下水の調査をしているポイントが水神沼から極めて近いところになっております。

なお、そこではマイナス4.75mというふうに出ていたんですけれども、そのマイナス4.75mを侵害しなければ直接水神沼に対する水脈のほうも大丈夫だろうと考えておるんですけれども、先ほどマイナス4.75mが高い位置なのか低い位置なのかという議論がありましたので、本当のマイナス4.75mに対して大丈夫なのかどうかというのは年間の水位変動も含めて、なお調査したいと思います。

【山本会長】

ここの季節データ調査中ということですが、現在この一時期プラスどこまでわかっているんでしょうか。

【事務局（辻技術主査）】

その場所での調査は、4月10日前後の1回だけしか地下水の水位は取っておりません。

今、事業者のほうで作業しておりますのは、仙台平野の別な場所で地下水の月ごとのデータをおさえているものが、別に県のほうにありますので、今回の水神沼の近くの調査地点からは若干離れてはおりますけれども、その地点での年間の水位変動の概略がわかれば、だいたい水神沼近くの調査についてもそれに類推されるものではないかといえると思ひまして、今、水神沼とは別のところの調査を使って、なお補足的な調査をしているところです。

【西城委員】

それに関連して、ちょっとお伺いしたいんですけれども、その別の場所というのが具体的にどこなのかということはお示しいただけますか？

【事務局（辻技術主査）】

今、この中では直接示していないんですけれども、岩沼市にあります。県でもっている地下水位のデータの中で、なおかつ、浅井戸で月ごとの変化を押さえているもので、今回のところから一番近いところが岩沼市内にある観測井でした。

【西城委員】

その場所がですね、今回地下水位を調べた場所と類似した、どの程度類似性があるかですね、地形とか地質とかの条件で。ですから、岩沼という話だったんですけれども、具体的にどういう場所であって、ここのどういう共通性や相違点があるのか、地形とか地質とか地下水に関係する条件がですね、そのあたりによって、そのデータをそのままここでも読み替えられるのか、あるいは多少解釈が変わってくるのか、そのあたりの検討が必要になってくるんだと思います。

【事務局（辻技術主査）】

ありがとうございました。

【由井委員】

ちょっといいですか。この水神沼の問題もそうですけれども、この付近一帯が津波で浸水している箇所もあるかと思えますけれども、水神沼自体はほとんどかぶったんですよね。

【参考人（事業者）】

はい。

【由井委員】

かぶりしましたよね。結局、事後調査とかモニタリングをやるかどうか、どこまでやるかわかりませんが、今回の常磐線の復旧事業にあたって、工事を行って、復旧したと、それで列車が通りだした後に、その工事と運行の影響が果たして残っているのかあるのかどうかを評価するとき、津波で破壊されたところがありますので、水神沼もそうなんですけれども、その際にですね、その評価です。後からの評価がこの時点を基準にして影響があったかなかったかというのが問題なんです、実はですね。そうしますと、現在は震災後の調査しかまずしてませんもんね。その前は、何かあったかもしれないけれども、それは破壊されていますから、特に水に浸かったところなんですけれども。そうしますと、震災前の調査を原点として、それを開発では破壊しないことでよいのか、あるいは保全措置を取ることでよいのか。あるいは震災以前にやったより優れた自然がもしあるとすれば、それをベースにそれに戻るように保全措置も講じて、その視点で評価するのか、非常に難しい問題があるんですよ、実は。

それでですね、これからその辺をどっかの機関で審議、審査するそうですので、特にまず生態系関係でですね、何か御見識をお持ちの方に今お持ちの考えをお聞きしたいんですけれども。

私は、動物・鳥なんですけれども、鳥は結構流動性があるって、そこが嫌ならどっか飛んでいってしまうということもあるんですけれども。湿地なんかも前にあったようですので、それがどう復旧するか、今後の生息に重要なんですけれども、まあできればもとの状態に戻るのが望ましいですけれども、津波で、千年に1回の津波で徹底的に破壊されて、戻らないかもしれない。だから、どうでもいいということではなくて、私の動物の立場に立った考えは、できるだけもとに戻るように水系、それから潮道、それから陸の移動路というものをもとあった希少な生態系あるいは場所に対して移動ルートを保障しておく。そうすれば、自然に戻ってきてくれるんじゃないかなと思っている。それを工事等で遮断してしまうと戻りようがないからというのが1つの視点で、あとはどこまで回復させるべきかは、それから考えることで、要するに復旧・復興がまず先に動いてますから、もちろん過程で希少な自然を津波以上に壊しちゃうこ

とはダメなんですけれども、できるだけ保存しながら、自然の復旧は最後に考える、でもその復旧のための移動ルート等は確保すべきで、というのが今の考え方なんです。まあ、植物を含めて、その辺、今日、まだ12時まで時間がありますんで、ちょっとだけ御意見お持ちの方があつたら、参考のためにお聞きしたい。

**【中静委員】**

震災の前の状況なのか、震災後のものに戻すか、実はすごく難しいところがあります。植物によっては震災後に希少植物が新たに出てきたところも結構あります。そういう場所は、昔湿地だった場所を土地改変で田んぼとして使っていたところが、津波と地盤沈下でもう1回湿地に戻ってしまったというようなところで、かなり希少植物が出現しているのが現状でして、その扱いをどうするかというのは結構悩ましいところなんですよね。例えば地権者がもとの田んぼに戻されるということには反対できないんだと思うんですけども、例えば、田んぼを耕作放棄された場合ですね、それから、それをどこかが買い上げた場合に、その戻ってきた希少植物をどうするかということになると、かなり慎重に扱わざるを得ないという気が私はしています。

水神沼の場合も、先ほどは言わなかったんですけども、危惧しているのは、横断しようとしているところが畑や田んぼになっているということなんですけれど、そこが仮に耕作されなかったり、今後耕作されないようなケースがあると、水神沼の湿性植物に準ずるような群落が復元する可能性もあると思っています。その点を考えると、私はちょっと慎重に考えたほうがいいのかとむしろ思うくらいです。

ただ、そうは言っても、震災の復興をそういうことで遅らせるという批判も、また大きなものとなると思いますので、それはよく考えたほうがいいのかと思いますけれども、こういう湿地の植生というのは、過去人間が耕作するために改変したものが震災後に戻りつつあるというケースが多いので、むしろ震災後の状態に戻すほうが自然環境としてはよくなるケースもあるのではないかと思います。

**【山本会長】**

はい、ありがとうございます。他に、御意見ございますでしょうか。

それでは、御意見が大体出尽くしたようでございますので、これでこの部分に関しては終了させていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(意見なし)

**【山本会長】**

本日欠席された委員の先生からの御意見等ありましたら、お願いします。

**【事務局（辻技術主査）】**

本日欠席された先生の中で、なおかつ事前に御意見をいただいたのは鈴木先生になります。鈴木先生のところには、先日、御見解を伺ってきました。読み上げますと、工事車両の運行に係る騒音を別立てして予測評価したことについては了解をいただいております。また、幹線道路に係る環境基準を援用していて面的評価まではいかなくとも、従来の点での評価から近接空間を含めた横断的な予測を追加したこと、あるいは、同基準を援用して夜間の評価を行ったことについても御了解をいただいております。

ただ、鈴木先生から追加で助言をいただきましたのは、予測については地表1.2mの高さだけではなく高さ方向についても予測評価すること、それから参考値として掲

載されている  $L_{A, \max}$  の数値がちょっと高くなっていますので、これについては中身を検証して、それに応じた環境保全措置を講ずることとの意見をもらっております。鈴木先生からいただいた御意見は以上になります。

【山本会長】

はい、これに対して御意見なり、事務局からはありますか。

【事務局（辻技術主査）】

高さ方向の予測につきましては地表から1.2mに追加して、2階部分、4.2mの高さでの予測評価を、 $L_{A, \max}$  については内容についてなお計算結果等を含めまして、もう1回精査するように伝えてあります。

ただ、今回のが、補正評価書の中に向けての作業になるんですけれども、印刷とかの関係がありまして、その中に結果まで含めて掲載できるか微妙なところもあるんですけれども、何らかの形で再評価を追加して、やったところについては別紙という形になるかもしれませんけれども、何らかの形でお示しできればと思っています。

【山本会長】

そういうことで、よろしゅうございますか。何か、追加ございますか。特にありませんか。

はい、それでは参考人の方、どうもありがとうございました。

《参考人退室》

【山本会長】

それでは続きまして、答申案の審議に移らせていただきます。この件につきましても、本日の会議以前に委員の皆さまから提出いただいていた意見を取りまとめて事務局で答申の素案を用意しております。これについて、事務局から説明をお願いします。

J R 常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業に係る特定環境影響評価書について  
（答申案の形成）

- 事務局説明（辻技術主査）（略）
- 質疑応答

【山本会長】

はい、ありがとうございました。ただいま、御説明がありました。これについて御質問、御意見等はございますでしょうか。

だいたい、大雑把に言いますと、3点ほど、地域の生態系の問題、それからその扱い、そのあたり先生から御意見が出ていましたが、それをこれらの文言でカバーできるかどうかについて御意見いただければと思います。はい、平野先生。

【平野委員】

事務局の提案なのでいいのかなという気がするんですけれども、諮問が出ているのは特定環境影響評価書についての意見を求められているんですよ。

【事務局（辻技術主査）】

はい。

【平野委員】

そのことを考えると、一番下の廃棄物等と温室効果ガス等っていうのは今後の努力目標のようなことが書いてあって、この特定環境影響評価書に対する意見ではないような気がするんですよ。ただ、今日、いろいろ議論させていただいたように、景観のことも実はこれから設計が進んでいかないとインパクトがわからないということもありますし、先ほどの水神沼も近傍を通っておりますので、実際の工事の手順ですとか、工程をどう組むかというところにならないと本当の意味での影響がはっきりしないと思うんですね。

なので、この特定環境影響評価書に対する意見じゃないんだけど、附帯意見として廃棄物や温室効果ガス、水神沼、景観に関してはこれから具体的にプロジェクトを進めていく中で、きちんとした対応を取るように、この影響評価とは別にこの技術審査会の附帯意見としてお示しする形で整理なさるのがいいのではないかと思ったんですがいかがですか。

【山本会長】

はい、いかがでしょうか。

【中静委員】

はい。私もそのように整理していただければ異論ありません。ただ、先ほどの、計画の中に入っているということの説明部分だけは、評価書の書き方を変えたほうがいいかなと思います。

【山本会長】

それは記載の過誤といいますか、訂正と言うことで、それは明確にということにしたいと思います。他には。由井先生。

【由井委員】

この評価書は出てきたところが新地町・山元町なんですけれども、この意見はそこに行くんですけれども、実際に事業をやるのはというか、機械稼働とか建設するのはJR東日本ですよ。その場合に、今回出した意見に基づいて事業を実際現場でやるのはJR東日本なんですけれども、されど2つの町に意見を出して、2つの町が事業者を指導するという事なんですか。

【事務局（辻技術主査）】

はい、制度上、特定環境影響評価の実施主体は市町になりますので、山元町なり新地町に意見を述べる形になるんですけれども、その意見を通じましてなおJRには指導していただくというような形で考えています。

あのすみません、1つだけ補足させてください。前回、お配りしている資料の中には亘理町というものが入ってなくて、山元町と新地町の2つだけになっておりました。以前は亘理町にもほんのちょっと線路が含んでいるんですけれども、ほんのちょっとだけなので、山元町の中に含んでもいいのではないかという扱いでありました。それで、山元と新地の2町になっていたのですけれども、前回12月27日の会議の後、その後にそれではだめだということになりましたので、正確には、手続の実施主体は、亘理町と新地町と山元町の3町になっております。前回お配りした資料、いまお手元

のものは2町だけなんですけれども、正確には亘理町を含めた3町というのが正解であります。

**【由井委員】**

もう1つ。答申案ですかね、資料2-7の個別の騒音のところなんですけれども、旧態とは異なる状況で列車騒音が発生することを踏まえた環境保全目標値を設定するとあり、その前の資料の2-6の指摘事項のほうに騒音のところ、これ鈴木先生の意見かな、新たな領域で路線が設定されるので、騒音に関する環境保全措置を講じなさいという意見が出ているんですけれども、将来市街地として予測されている領域がどこの範囲かっていうのが明確になっているのでしたっけ。

**【事務局（辻技術主査）】**

今回、将来市街地になりえそうなところで、なおかつ評価しているのは新坂元駅と新山下駅の周辺を騒音予測評価のポイントとしております。

**【由井委員】**

で、この答申案の2の騒音の(1)は既定路線からそうなりとわかっている場所についてこういう措置をとればいいですよと言っているんですか、いいですよ。その場所はそれでいいんですけれども、さらに将来長い目で見ると、復興まで進んでですね、新たな市街地形成があつたりしますけれど、当面はこのアセス審査の対象外ということなんですよね。

**【事務局（辻技術主査）】**

それも含めて、近い将来と遠い将来という話になりましたときに、それらも含めて面的評価をするべきだというのが鈴木先生の意見だったんですけれども、事業者としては、少なくとも近い将来としてここに街ができるであろうというところについては横断的に予測評価していますというのが事業者としての見解でした。それは鈴木先生のところにも御相談しましたところ、面ではないにしても、少なくとも近い将来、市街地となるべきところがカバーされているのでまあいいでしょうという見解はいただいております。

**【由井委員】**

わかりました。要するに、将来、どこまでが当時の審査の対象地域であったかがわからないと事業者も困るので、それがあつる程度、いま、近い将来予測される範囲を対象としてこの騒音の対策をとるということで合意されていれば結構です。

**【山本会長】**

それは、答申の中に必ずしも入れないけれども、きちんと内容を伝えるということですか。

**【由井委員】**

ですよ、はい。

**【山本会長】**

他に先生方から何か。

そうしますと、これ結構文言を変えなくてはいけないので、議論はあまりされておりませんが、今回この答申案、それから皆さま今回お出しいただいた御意見を反映しまして、事務局とそれから私、場合によっては根本先生と御相談した上で、もう1回案を先生方にお返しして、もう1度御意見をいただいて、さらに最終的な方向に持つ

ていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(結構です、の声)

【山本会長】

では、そのように進めさせていただきたいと思います。それでは、これでJR常磐線復旧事業に係る特定環境影響評価書に関する審議に関しては以上で終了させていただきます。

(4) その他

【山本会長】

それでは、最後にその他でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（三沢班長）】

それでは事務局から連絡事項がございます。

本日御審議いただきました技術指針の改定につきましては審査会からの答申を踏まえて、作業を進めまして年度内中の告示を予定しております。

また、今も、御審議いただきましたJR常磐線の特定環境影響評価書につきましては、再度先生方とのやりとりを踏まえて、答申案をいただきまして、知事意見を形成した上で、3月8日(金)までに事業者へ提出する予定となっております。また、事業者側、山元町・亘理町・新地町におきましては、一般住民意見、宮城県知事意見、福島県知事意見、環境省意見を勘案した国土交通省意見を踏まえて補正評価書を作成し、3月18日(月)を目途に提出される予定となっております。

これをもって、特定環境影響評価の手続きはかたち上終了いたすこととなりますけれども、事後調査の段階となりましたら、また、先生方からの御助言をいただくこともあろうかと思っておりますので、引き続き御指導のほど、よろしくお願いいたします。

それから最後に、次回開催予定につきましては、現段階では未定という状況ではございますが、案件の出方によりまして、改めて事前に、できるだけ早い段階で日程を先生方に御相談させていただきたいと思っております。予定といたしましては、風力発電所の建設等に係る事業が来年度通常のアセスの形で何件か出てくることを見込まれておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

【山本会長】

はい、どうもありがとうございました。何か事務局からの説明について(御質問はありますか)。

【平野委員】

先ほど申し上げましたように、この影響評価に関するのは一部のことになっちゃうんですけども、要は計画が具体化されないと評価できない部分がいっぱい積み残しになっているといっても過言ではないんですよね。それがいきなり事後評価になる。制度上仕方がないんですけども、その間を埋めるような努力を事業者にきちんと求める附帯意見にさせていただければと思います。独自に環境検討委員会を開いて、具体的な工事の段取りを踏まえた形でどう環境影響を低減するとか、そういった対応をいただけるとベストだと思います。それは、アセスの枠外なので、越権行為ではありません。

ますが，そういったことを匂わせるような指導をしていただければと思います。

【事務局（三沢班長）】

ありがとうございました。

【山本会長】

はい，それでは他に。よろしゅうございますか。それでは，本日の議事の一切を終了させていただきます。以上をもって議長としての役割を終わらせていただきます。

【司会（泉澤技術副参事）】

山本会長，ありがとうございました。また委員の皆様には，お忙しいところ御審議いただきまして，誠にありがとうございました。

それでは，これで本日の環境影響評価技術審査会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

< 閉 会 >